

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次の場合には会員の資格を喪失する。

- 一 退会の届け出をしたとき
- 二 年会費を2年以上納めなかったとき
- 三 学会の定款、規則等に違反し、または学会の名誉を傷つける行為を行う等の事由により、
弁明の機会を経て、社員総会で除名の決議がなされたとき
- 四 総社員が同意したとき
- 五 当該会員が死亡もしくは失踪宣告を受け、または解散したとき

(改廃)

第11条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

本規程は2021年11月27日より施行する。